

独立行政法人国立美術館美術作品貸与規則

平成13年4月2日 国立美術館規則第15号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における物品の貸付及び譲与に関する規則（以下「物品貸付及び譲与規則」という。）第9条の規定に基づき、国立美術館が所有する美術作品の貸与については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において美術作品とは、独立行政法人国立美術館業務方法書（平成13年4月2日 文部科学大臣認可）第4条第1項に掲げる美術に関する作品その他の資料をいう。

(貸与の範囲)

第3条 美術作品の貸与は、独立行政法人国立美術館法（平成11年法律第103号。以下「美術館法」という。）第3条の目的に則したもので、他の独立行政法人が設置する美術館及び博物館又は公立及び私立の美術館、博物館又はこれに準じるもの（以下「美術館等」という。）であつて、借用の目的が展覧会の開催その他公の性格を持ち、かつ、当該美術作品の貸与が国立美術館の事務事業に支障がないと認められるものに限り、行うことができる。

(許可等の権限等)

第4条 美術作品の貸与の許可並びに第6条の貸与料の決定又は貸与料の無償の認定の権限は、国立美術館理事長（以下「理事長」という。）が有する。

- 2 理事長は、この規則の定めるところにより、国立美術館が設置する美術館（以下「館」という。）の館長（以下「館長」という。）に前項に掲げる権限を委任する。
- 3 この規則に基づく美術作品等の貸与に関し、各館において必要な事項は館長が別に定める。
- 4 館長は、前項の定めをしたときは、速やかに理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は必要があると認めるときは、その貸与状況の報告を求めるものとする。

(貸与期間)

第5条 貸与期間は、2ヶ月（以下「1期間」という。）を超えることはできない。ただし、館長が必要と認めた場合は、1期間を超えることができる。

(貸与料)

第6条 美術作品の貸与料は、1点1期間につき4,760円（税抜）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国立美術館に無償又は同項に規定する額よりも低額の貸与料で美術作品を貸与する美術館等に対しては、貸与料を無償とし又は減額することができる。
- 3 第1項の点数の計算方法及び前項の規定により貸与料を減免する場合の額の算定方法等については、館長が別に定める。
- 4 美術作品の貸与を受けようとする美術館等は、貸与を受取れるときまでに館長が指示する方法により貸与料を前納しなければならない。
- 5 既納の貸与料は返還しない。

(報告等)

第7条 美術作品の貸与を受けた美術館等が貸与した美術作品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を館長へ提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因

が火災、地震等の天災の場合及び盗難に係るものであるときは、関係官署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

2 館長は、前項に定める報告を受けたときは、直ちに理事長に報告しなければならない。当該亡失等に係る報告書の提出を受けたときも同様とする。この場合において、館長は理事長と緊密に連絡を取り、適切な処置を行わなければならない。

3 前2項に定める場合の他、館長は必要があると認めるときは、随時に実地調査をし、若しくは所要の報告を求め、又は当該作品の維持、管理及び返納に関して、必要な指示をしなければならない。

第8条 国立美術館の事業として、地方巡回等の目的で多数の美術作品を一括して貸与する場合等、特別の取り扱いを必要とするときは理事長がその都度、別に定める。

第9条 この規則の実施に際し、必要な調整は事務局長が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 東京国立近代美術館美術作品貸与規程、京都国立近代美術館美術作品等貸与規程、国立西洋美術館作品貸与規程及び国立国際美術館美術作品貸与規程に基づき貸与された作品であって、当該作品が美術館法附則第5条の規定に基づき、国立美術館が国からその権利義務の承継を受けたものについては、その貸与期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

1 この改正規則は、平成18年7月21日から施行する。ただし、第6条の改正は平成18年10月1日から施行する。

2 第6条の施行日前に貸与の申請が行われたものの貸与料は従前のおりとする。

附 則

この改正規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年12月6日から施行し、この規則の改正後の独立行政法人国立美術館美術作品貸与規則の規定は、平成26年4月1日以降に作品貸与するものから適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行し、この規則の改正後の独立行政法人国立美術館美術作品貸与規則の規定は、令和2年4月1日以降に作品貸与するものから適用する。